

保険給付及び医療費の適正化に係る取組状況

1 不正利得の回収に係る事務処理

(1) 概要

県は、保険医療機関等による広域的又は専門的な不正請求事案（偽りその他不正行為によって、療養に関する給付等の支払いを受けた事案）が発生した場合に、市町からの委託を受けて返還金の請求手続きを行い、返還金回収事務の効率化を図る。

※広域的又は専門的な事案

- ・県内の複数市町の被保険者に関わる事案
- ・返還金の回収に当たって法律的な知見が必要となる事案

(2) 現状

広域的又は専門的な事案が発生した場合、各市町が個別に対応するため、非効率的な事務処理となっているとともに、それぞれの市町で法律的な専門家を含む事務処理体制を整備することが困難であった。

(3) 効果

広域的又は専門的な事案を県が一括して対応することにより、より効率的な返還金の回収や市町の事務負担の軽減を図ることができる。

(4) 対応方針（今後の予定）

4月からの実施に向け、市町との協議により事務処理要領を策定する。

2 県によるレセプト点検（3次点検）実施方針

(1) 概要

国民健康保険法の改正を踏まえ、広域的かつ専門的な見地から、県によるレセプト点検（3次点検）を実施し、保険給付の適正化を図る。

(2) 現状

次のとおり、国保連合会及び市町において、1次点検、2次点検を実施しているが、被保険者が県内の市町間を異動した場合、継続性のある点検が困難であり、特に一定期間において算定回数が定められている診療行為などについては、市町単独では点検することができない。

■ 国保連合会による1次点検

- ・資格点検 被保険者資格情報とレセプトを突合し、エラーリストを保険者へ提供する。
- ・内容点検 単一月のレセプトについて、算定ルール（診療報酬点数表、療養担当者規則等）や医学的内容に基づいて確認するもの。

■ 市町による2次点検（主なもの）

- ・資格点検 国保連合会からのエラーリストを基に、被保険者資格を確認するもの。
- ・縦覧点検 同一被保険者のレセプトを概ね3ヶ月以上まとめて点検し、重複の有無を確認するもの。
- ・突合点検 医科レセプトと調剤レセプトを突合して点検するもの。

(3) 効果

市町単独では点検できない内容を、県において効果的に点検することにより、医療費適正化を図ることができる。

(4) 対応方針（今後の予定）

3月までに事務処理方針を策定し、4月から点検を実施する。

3 第三者行為求償事務

(1) 概要

交通事故や食中毒等の第三者（加害者）の行為に起因する療養の給付について、被保険者の届出を受けた市町は、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、加害者に保険給付相当額を求償することができる。

これまで、交通事故については、市町と損害保険会社との間で連携体制が構築され、損害保険会社による届出の提出代行等がなされているが、新たに食中毒事案について、県健康福祉センターが保有する情報を各市町へ提供する体制を構築し、保険給付の適正化を図る。

(2) 現状

被保険者からの届出は、必ずしも励行されておらず、また、食中毒事案の発生を確認しても、関係者を特定することはできず、市町が第三者行為を正確に把握することは困難である。

(3) 効果

県が食中毒事案情報を市町へ提供することにより、市町は第三者行為を把握し、被保険者からの届出を通じて加害者へ保険給付相当額を請求することができ、医療費適正化を図ることができる。

(4) 対応方針（今後の予定）

県文書学事課と個人情報の取扱いについて協議・調整し、早期の体制構築を目指す。

4 医療費等に係るデータ分析事業

(1) 概要

国保データベースシステム等を活用し、各市町、二次保健医療圏及び県全体の健康課題を把握するとともに、各市町の保健事業の適切な実施に必要な助言及び指導を行い、医療費の適正化を図る。

(2) 現状

近年、データを踏まえた政策立案・推進が求められており、各市町ではデータヘルス計画の策定が進められているが、二次保健医療圏及び県全体の健康課題を把握することは困難である。

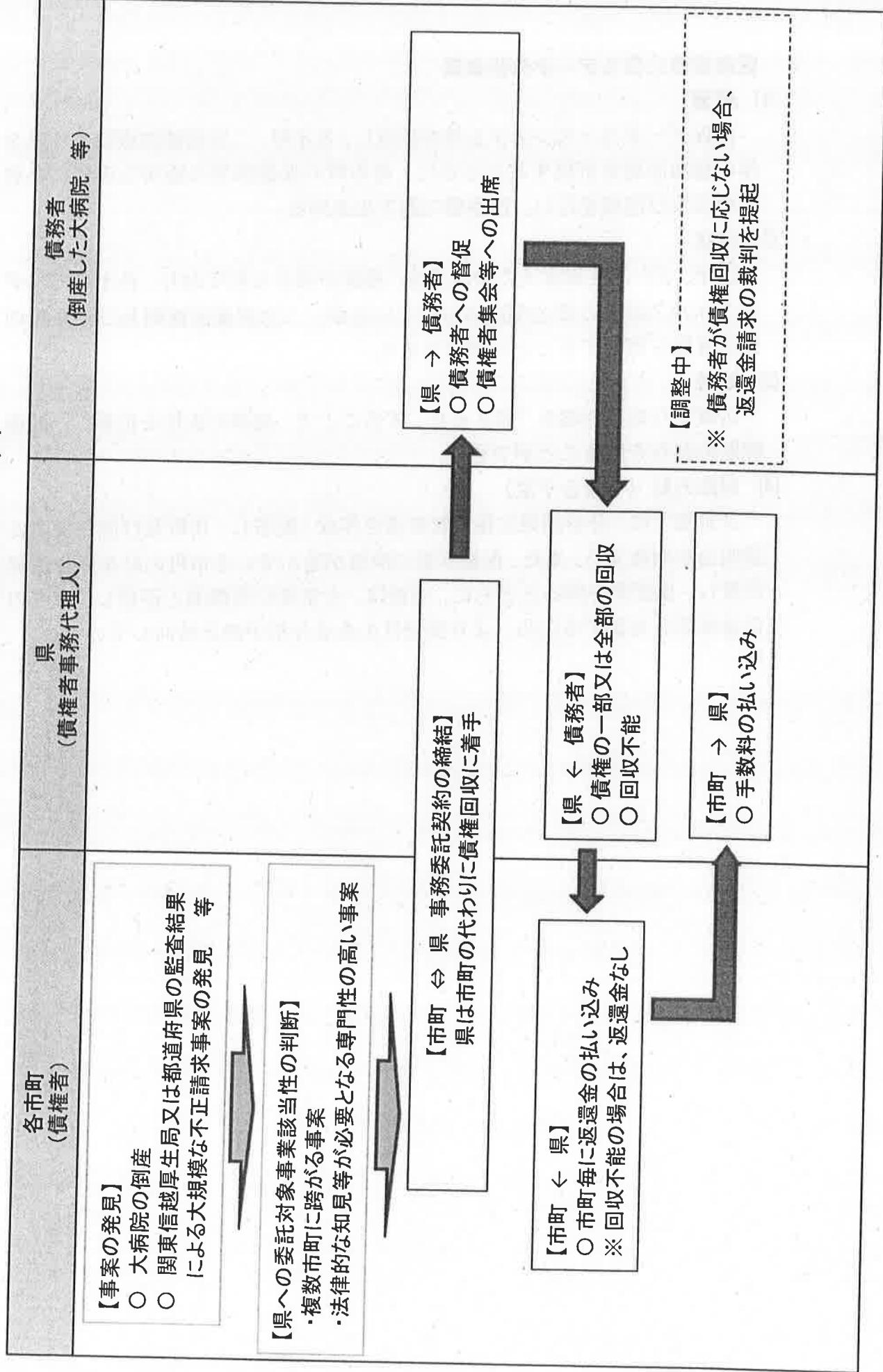
(3) 効果

広域的な健康課題を「見える化」することで、地域の実情を把握し、健康課題の共有を図ることができる。

(4) 対応方針（今後の予定）

3月までに、分析結果に係る報告書を作成・配布し、市町及び関係機関に説明会を開催する。また、保健事業の取組が進んでいる市町の好事例を情報収集し、横展開を図るとともに、今後は、大学等研究機関と連携し、市町の保健事業を支援するため、より実効性のある分析手法を検討していく。

不正利得の回収に係る事務フロー図



レセプト点検事務フロー図

国保連合会（1次点検）

【例】A市からB町へN月15日に転居したCさんのレセプトを点検する場合
内容点検

全市町のN月分のレセプト

レセプト No.1234 A市 Cさん	レセプト No.5678 B町 Cさん
---------------------------	---------------------------

審査

N月分のレセプト送付
(連合会→各市町・県)

再審査

各市町（2次点検）

縦覧点検：同一被保険者の複数月の点検
突合点検：同一の被保険者のレセプトについて医療・調剤
を突合する点検など

B町

N月分のレセプト

レセプト No.1234 Cさん	レセプト No.5678 Cさん
------------------------	------------------------

点検

県（3次点検）

県内市町間異動のあつた同一被保険者のレセプトの
点検

全市町のN月～N+2月分のレセプト

レセプト (N月、N+1月、N+2月) A市 Cさん	レセプト (N月、N+1月、N+2月) B町 Cさん
-------------------------------	-------------------------------

点検

<点検項目>
・一定期間において算定期間に定められている診療行為などを

再審査が必要なレセプト抽出

市町：リスト送付
国保連合会：再審査依頼

第三者行為求償事務の取組み

- 国保連合会は、保険者から委託を受けて、交通事故等第三者行為に係る損害賠償事務を共同処理することにより、保険者事務の効率化、医療費、介護給付費の適正化を図っている。
(平成28年度の効果額 医療260億円 介護10.5億円)
- 第三者行為の把握にあたっては、国保連合会が保有する医療(レセプト)情報や介護情報が活用されている。

